

小規模保育事業 なないろスマイル保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	株式会社ウインクルム
所 在 地	大阪市淀川区新高2丁目6番69号
電 話 番 号	06-6396-6655
代表者氏名	代表取締役 安永 美智代

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	なないろスマイル保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市淀川区三国本町3-2-10
連 絡 先	電話番号06-6152-6434 FAX06-6152-6434
管 理 者	施設長 前 林 麻 里
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 6人 2歳児 10人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	30年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710052003227

3 事業の目的・運営方針

なないろスマイル保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	木造枠組壁工法スレート葺3階建のうち1階
	延べ面積	99.00㎡
屋外遊戯場		中公園 719.00㎡

(2) 主な設備 三国

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	1室	(0歳児クラス) 23.42㎡
保育室(又は遊戯室)	1室	(満1歳児・2歳児クラス) 38.77㎡
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（2018年4月1日施行）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 派遣講師等による「英語あそび」の導入。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和6年4月1日現在

小規模保育事業A型の場合

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施 設 長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育責任者	施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行う	1	1	0	
保 育 士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	3	3	
保育従事者	保育士を助け、園児の保育を行う	2	0	2	
調 理 員	給食、おやつを調理する	2	0	2	

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>（小規模保育事業A型の場合）

職 種	勤務体系
施 設 長	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30）
保育責任者	正規の勤務時間帯（ 7：30～19：30）
保 育 士	正規の勤務時間帯（ 7：30～19：30）
保育従事者	正規の勤務時間帯（ 7：30～19：30）
調 理 員	正規の勤務時間帯（ 8：30～16：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から9時まで又は17時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時30分頃	11時00分頃	15時00分頃
1歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時00分頃
2歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時00分頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば随時ご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の設置状況

園内調理員として1名勤務しております。

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考えとして障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携施設

①十三保育園

運営主体 社会福祉法人大阪婦人ホーム
所在地 大阪市淀川区野中南 2-2-6
電話番号 06-6301-6479

②うれしい保育園 東三国

運営主体 総合福祉企業 株式会社ケア 21
所在地 大阪市淀川区十八条 3-9-30
電話番号 06-6391-0121

③みつやめぐみ幼稚園

運営主体 学校法人 妙光学園
所在地 大阪市淀川区三津屋南 1-16-33
電話番号 06-6309-2581

(2) 連携内容

ア 食事の提供に関する支援（※認定こども園十三保育園のみ）

イ 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

ウ 必要に応じて代替保育の提供（※認定こども園十三保育園とみつやめぐみ幼稚園のみ）

エ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

（受入枠 十三保育園 2 名 うれしい保育園 1 名 みつやめぐみ幼稚園 7 名）※

※保護者が住んでいる市町村への利用申込みが必要となりますが、連携施設の受入枠の中で当該施設を希望される場合、優先的に入所できます。

それぞれの連携施設で受入枠が決まっているため、希望者が多い場合はご希望に沿えないこともございますので、予めご了承ください。

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	なかの内科・外科クリニック
医院長名又は医師名	中野 壽郎
所在地	淀川区西三国 2-8-17 タカスビス 2 階
電話番号	06-6395-1113

(2) 歯科

医療機関の名称	深田歯科
医院長名又は医師名	深田 洋
所在地	大阪市淀川区西三国 3-3-24
電話番号	06-6391-0048

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医等医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防 災 設 備	・自動火災報知設備 有 ・消 火 器 有 ・非常警報器具・設備 無 ・誘 導 灯 有 ・スプリンクラー 無 ・避 難 器 具 無 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用 相談窓口	・窓口担当者 前林 麻里 ・ご利用時間 9:00 ~ 17:00 ・電話番号 06-6152-6434 ・FAX 06-6152-6434 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	真野 渡	真野社会保険労務士事務所 電話番号 072-749-3311
	佐藤 鉄昭	行政書士 登録番号16262142 電話番号 06-7164-3249

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載する予定です。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保 険 金 額	365円/人

21 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	2人	1人	3人
1歳児	7人	7人	7人
2歳児	5人	9人	9人
3歳児継続利用	0人	0人	1人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況
第三者評価受審状況	実施済（2024年10月公表）
自己評価の実施状況	毎年度実施

23 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

24 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保護者に係る費用	ふとん代	月額 1, 6 5 0 円
教材補助費	連絡ノート、絵本、プレゼント用品等	月額 3 5 0 円
	お知らせケース	2 8 0 円
	カラー帽子	1 0 7 0 円

2 時間外保育に係る利用者負担

- (1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料
 午後 6 時 3 0 分～午後 7 時 3 0 分
 1 5 分あたり 1 5 0 円
 月極 3, 0 0 0 円
- (2) 保育短時間認定に係る時間外保育料
 登園時間～午前 9 : 0 0 まで。 午後 5 : 0 0 ～降園時間
 1 5 分あたり 1 5 0 円
 月極 3, 5 0 0 円（午前 7 : 3 0 ～午前 9 : 0 0）
 3, 0 0 0 円（午後 5 : 0 0 ～午後 6 : 0 0）
 3, 5 0 0 円（午後 6 : 0 0 ～午後 7 : 3 0）

※上記費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付いたします。